

## 蒲郡市建設工事元請、下請関係合理化指導要綱

### (趣旨)

第1条 建設工事は、各種工事の組合せにより総合的に施工されるものであり、工事の規模、内容等によっては、下請による施工が不可避であることが少なくない。このため、下請の良否は、工事の成果に多分に影響することとなり、その選定指導は、工事を的確に施工する上で、もっとも重要なことである。この要綱は、契約に基づく工事の的確な施行を確保するため、元請の下請への指導を督促するとともに、元請、下請間の合理的な関係確立すべく、元請及び下請が講ずべき措置についての指針として必要な事項を定めるものである。

### (一括下請負の禁止)

第2条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず全部を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 建設業者は、不必要な重層下請を極力避けるものとする。

### (下請業者の選定)

第3条 元請業者は下請業者の選定にあたっては、建設業法に基づく許可の有無、経営状況、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、下請との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

具体的には、別記1に定める事項について十分調査し、留意すべきものとする。

### (請負契約の締結)

第4条 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は、同契約約款に準拠した内容をもつ契約書により、下請契約を締結しなければならない。

### (下請代金の支払等)

第5条 下請契約における下請代金の支払条件等は元請業者と発注者の間の請負契約における支払条件に関わりなく、適正なものとし、その支払に当たっては、次の事項について遵守しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、下請代金の額を減じないこと。
- (2) 必要な資材を元請から購入させる場合は、下請代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。
- (3) 支払は、原則として現金払とすること。

- (4) やむを得ず手形払とするときは、できる限り短い期間とすること。
- (5) 元請業者は、発注者から前金払及び出来形部分に対する支払を受けたときは、その相応額を下請業者に対し支払うこと。

(雇用管理等)

第6条 下請業者は、当該下請契約に定められた事項を適正に履行するとともに別記2に定める事項について措置するものとする。

- 2 発注者から直接工事を請け負った元請業者は、適正な工程管理を実施し、前項に規定する措置を講ずるほか、その工事におけるすべての下請業者が同項に規定する措置が講じられるよう指導、助言、その他の援助を行うものとする。
- 3 発注者から直接工事を請け負った元請以外の元請は、発注者から直接工事を請け負った元請が行う下請に対する指導、助言、その他の援助に関し、協力するものとする。

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は下請業者が請負代金及び賃金の不払等を生じることのないよう十分指導するとともに、次の事項について遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施行するにあたり、下請業者の意見を聞くよう努めること。
- (2) 元請業者は、自己の取引上の地位を不当に利用した下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者は、下請契約締結後発注した工事に要する資材、機械器具等の購入に際し、下請業者の利益を害しないこと。
- (4) 元請業者は、締結した下請契約を誠実に履行するとともに下請業者の指導育成に努めなければならない。

(市発注工事における申出等)

第8条 市から直接工事を請け負った元請業者は、工事の一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により市長の承諾を得なければならない。

- 2 市長は、市から直接工事を請け負った元請業者に対して、下請業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(発注者から直接工事を請け負った元請の義務)

第9条 発注者から直接工事を請け負った元請業者は、その工事におけるすべての

下請業者を掌握し、建設業法をはじめ関係法令及びこの要綱に定める事項を遵守するよう指導に努めなければならない。

(指導勧告等)

第10条 市長は、建設工事の適正な施行を確保し、建設業の健全な発達を図るため、この要綱に違反した建設業者に対し、必要と認めるときは助言、指導及び勧告を行うとともに嚴重な措置をとることがある。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別記1（第3条関係）

- 1 過去における工事成績が優良であること。
- 2 その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- 3 その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できること。
- 4 その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- 5 その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- 6 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- 7 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- 8 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届けていること。
- 9 建設労働者の募集は、適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- 10 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- 11 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- 12 現に事業の付属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- 13 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

## 別記2（第6条関係）

### <雇用・労働条件の改善>

- 1 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- 2 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- 3 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- 4 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- 5 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

### <安全・衛生の確保>

- 6 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育をすること。
- 7 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

### <福祉の充実>

- 8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- 9 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- 10 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- 11 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

### <福利厚生施設の整備>

1 2 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規定の確保に努めること。この場合、労働基準における寄宿舍に関する規定を遵守すること。

1 3 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

1 4 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修、教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

1 5 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう勤めること。

1 6 建設労働者の募集は適法に行うこと。

1 7 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

1 8 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。